

平成28年度 第1回 三重県事業認定審議会 議事録

日時：平成28年4月25日（月） 13:30～15:45

場所：三重県合同ビルG301会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 会長、会長代理、議事録署名委員の選任
 - (2) 諮問書の提出
 - (3) 会議の公開・非公開について
 - (4) 伊賀市庁舎整備事業の事業認定について

出席委員 小林慶太郎委員、中西正洋委員、小野寺一成委員、神長唯委員、三田泰久委員、豊田由紀美委員、森本かおり委員

配布資料 議事次第、委員名簿、三重県事業認定審議会条例、三重県事業認定審議会運営要綱、三重県情報公開条例、平成28年4月14日付け諮問書の写し、伊賀市庁舎整備事業に係る資料

開会

- (1) 委員の紹介
- (2) 資料確認
- (3) 会議成立の確認

委員総数7人のうち全員が出席し、過半数の定足数に達しており、三重県事業認定審議会条例（平成14年3月26日県条例第7号）第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを事務局が報告した。

県土整備部水谷部長からあいさつ

議事

- (1) 会長、会長代理等の選任

委員の互選により会長の選任を行った結果、小林委員が会長に選出された。

また、小林会長により中西委員が会長代理に、小野寺委員及び神長委員が第一回審議会の議事録署名委員に指名された。

(2) 諮問書の提出

土地収用法第25条の2に基づき、三重県知事から三重県事業認定審議会へ平成28年4月14日付け諮問書が提出された。

(3) 会議の公開・非公開について

議事(4)について、事業認定に反対する意見書が提出されたため本審議会が開催されており、起業者及び反対者の傍聴や圧力等により公正な意見交換が阻害される恐れが生じるため、以降の審議は三重県情報公開条例第43条第2号に該当すると判断し、非公開となった。

また、答申に至るまでの審議途中においては、県情報公開条例第7条第5号に該当するものとし、議事録及び議事概要を非開示とすることを決定した。

なお、本日の審議会の結果として、会長・会長代理・議事録署名委員が選任されたこと、審議の公開・非公開について、伊賀市庁舎整備事業の事業認定に対する反対意見について審議されたこと、審議が終了又は継続となったことなどの議事を記載した議事要旨を公開することを事務局から報告し、審議会に了承された。

(4) 伊賀市庁舎整備事業の事業認定について

【会長】

事務局から伊賀市庁舎整備事業について説明をお願いします。

※事務局より、伊賀市庁舎整備事業に係る事業認定申請書について、土地収用法上どのような記載がされているかについて、説明がされた。

その後、委員からの質問、意見等を交換した。

【会長】

ありがとうございます。

ただ今、土地収用法のどの部分に該当するかを事業認定庁の説明とあわせて、意見書で出てきた意見と事業認定庁の意見を比べた資料の説明がありました。

これに関して、ご意見ご質問等あればと思いますが、みなさんどうでしょう。

【委員】

本事業は土地収用法の事業に該当するのか。事業認定は、もう少し公益性の高い道路や河川事業が対象ではないのか。また、一市役所の位置が土地収用法適格事業であるのか疑問がある。地方分権化の時代の流れのなかでも逆行しているのではないのか。そもそも市役所の位置は、県でなく市が決めることであるし、土地収用法の理念として、「公益」に供するものかつ、「国民の社会生活に著しい影響を与え、国土の適正かつ合理的

利用」のための事業が該当するのではないのか。

【事務局】

収用法の理念はおっしゃる通り。収用法により収用、使用できるとされている事業は、法第3条各号に規定されています。重要なものから列挙され、挙げられた道路、河川は最初に記載されており、本事業は、第31号に該当します。本件は、利便性や老朽化からみると早期に整備していく公益性があると主張しています。

【委員】

土地収用法第1条では「国土」の利用について謳われているが、市も対象となるのか。

【事務局】

収用法第3条第31号のとおり、市が整備する市役所も該当します。県が起業者の場合は国が、市町や社会福祉法人が起業者の場合は県が事業認定をしていくものです。

【委員】

土地収用法の条文に規定されているということは、通常、法の理念にあてはまるものと解釈する。本事業は、法適格事業として考えることが妥当です。

【委員】

事業のタイミングとして、早急に進めなければならないものなのか。現在建設費は、東日本大震災以降の復興と、オリンピック需要が相まって高騰しており、2020年に開催が予定されている東京五輪後であれば、一般的に建設費が抑えられるのではないのか。

【事務局】

合併特例債の期限が迫っており、有効利用するため早急に着手する必要があります。また、庁舎移転後、中心市街地活性化のための跡地利用にも合併特例債を利用する予定です。

【委員】

これまでの経緯を考えると、計画当初は建設費が安かったのだが、高騰してしまった。今後は、労働者不足等により建設費の高騰が見込まれる。今後、建設費が安くなるとは一概には言えないのではないのか。身の丈にあった建物をたてるということを考えると今でもできる。

また、今回の反対意見は南庁舎建て替えとのことですが、庁舎移転反対者のうち南庁舎を存続、残したい方の意見はどうなっているのか。

【事務局】

公聴会や意見書では保存したいとの意見は聞かれなかった。移転反対の方は、南庁舎解体を主張し、南庁舎を残したい方は、移転に賛成していると聞いている。

【委員】

新庁舎は、鉄骨構造とあるが、防災拠点として成立するのか。鉄骨は、一般的に熱に弱く地震による火災時に倒壊の恐れはないのか。通常、庁舎等防災拠点は RC 造で建設する例が多いが、鉄骨で防災拠点となる庁舎を建設する事例はあるのか。

【委員】

防災拠点としては、構造よりも場所が重要となる。起業地は田を造成するようですが、地盤が大丈夫なのかが問題ではないのか。また、開発許可はどうなっているのか。

【事務局】

開発許可は、平成27年10月に申請・受理されている。県土整備部建築開発課によると、事業認定の審議が進むと同時に開発審査会で審議されるとのことでした。

耐震に関して、「大地震における防災拠点として活用できる建物とするため官庁施設の総合耐震計画基準の分類を最高ランクのⅠ類と、免震構造を採用しています。」とあります。防災拠点として活用していくことがメインの考え方でもありますので、その点に配慮した設計にもなっています。

【委員】

開発申請は、事業認定を待って許可が出るのか。もし、そうであれば、今回の事業認定は、早急に答申する必要があるのか。

【事務局】

対象地が農地であるので、開発許可と農地転用許可が同時となります。今回の開発許可は事業認定を待つ形になるが、開発許可審査は別途行っているため、本事業認定に係る審議を急ぐ必要はありません。

【委員】

昨今、持続可能なコンパクトシティが謳われ、公共施設を街中に戻す傾向にある中で、なぜこのタイミングで市庁舎が市街地から出ていくのか。

【会長】

なぜかという点については、伊賀市さんのご判断であるので、我々がどうこう言い

くいが。

【事務局】

この点については、反対者からの意見が多いので、補足します。

事業認定庁の意見としては、伊賀市は、伊賀市総合計画において、将来の都市構造としてコンパクトシティの考えによるまちづくりを目指している。上野地区の中心市街地とその周辺を広域的拠点として位置付けており、申請地はその広域的拠点に含まれているため、伊賀市総合計画との整合が図られていると考える。

第2次伊賀市総合計画第1次再生計画の都市計画抜粋に再生の視点から「将来の都市構造は、まちを大きく広げていくまちづくりではなく、高密度で効率的なコンパクトシティの考え方に基づくまちづくりが行えるよう」というのがまさしく国の方向性と一緒だと思いますが、上野地区中心市街地とその周辺を広域的拠点として位置付けている。これを受けて、マスタープランがあります。マスタープランでは、広域的拠点は上野中心市街地及びその周辺地区とされており、周辺地区の南側は四十九町までということで、申請地が入っている。

また、国のコンパクトシティ構想を確認したところ、徒歩が最も良いが鉄道等につながれるものであれば、中心としてみることができる。伊賀市の場合は、伊賀鉄道が走っており、新駅建設構想もある中で、整理しているものと考えている。

【委員】

絵面ではかけるが、広域的拠点には、低層の住宅地も入っているようなイメージであり、現実的には中心市街地は上野中心市街地であり、拠点としてはもう少し小さいのではないか。以前は人口増加の時代では、機能分散が流行ったこともある。この審議会で言うべきかどうかかわからないが、人口10万に満たない都市で機能を分散してうまくいくのか検証すべきではないか。

【事務局】

伊賀市としては、まちづくりに関する資料の中で、「伊賀市の賑わい創出に向けて」では、まさしく機能分担になってしまうかもしれませんが、文化・歴史・集客交流機能と行政機能を分けてかつ、行政機能を集め連携を強化することを考えています。

【委員】

20年前ぐらいの考え方に見える。機能を分散することで成功した事例があるのか疑問がある。

可能であれば、立地適正化計画にどういったことを書いているのか、伊賀市に確認をお願いしたい。

【事務局】

立地適正化計画について伊賀市は作成すると聞いているが、内容は確認していない。

【会長】

伊賀市の考えは、資料を見て分かるが、適正かどうかは議論の余地がある。今回意見書が出ているので妥当かどうかを審査したうえで、意見書の意見が妥当であれば、伊賀市の意見がよろしくないことになる。意見書の意見よりおおむね伊賀市の意見がよいとなれば、妥当になる。2つに1つが結論になる。各委員の意見が、意見書に係るとすれば、検証が必要になる。検証にあたり資料が足りないのであれば、審議会後に事務局に要望することになる。検証が必要との意見があれば検証しましょう。

他の委員のご意見を伺いたいのですが、どなたか意見等ございませんか。

【委員】

新駅が建設されるとのことであったが、市役所移転が条件となっているのか。

【事務局】

新駅建設は、決まっている。イオンタウンが近くにあり、新駅は平成29年度に完成予定です。小さな駅なので、それほど時間はかからないと思われま。

【会長】

ほかに事実確認や質問等ありませんか。

【委員】

資料にある事業認定理由書案は、論点を整理してもらっているものと考えてよいか。

【事務局】

認定庁として各号に該当するものを整理しました。

続きのA3資料は、意見書に対する補足を含め、考え方を整理したものと理解していただいで差し支えありません。

【委員】

3-2代替案との比較は、本審議会での論点になるのか。

【事務局】

そうです。

【委員】

もう一点、アンケートがあったが、その扱いはどのようなになっているのか。反対意見が多い中、民意を無視したことにならないか。

【事務局】

事業認定庁としての意見ですが、伊賀市役所庁舎整備に関する市民へのアンケートとともに、同時期に行われた住民自治協議会にもアンケートを実施しており、そこでは54%が移転に賛成で過半数を超えています。ただ、市民へのアンケートでは、移転候補地が外に出ていなかった。当時は現所在地案がずっとあった経過も影響しているのではないか。そういうアンケート等を踏まえて、有識者等で構成される庁舎整備検討委員会が立ち上げられ、候補地について検討されています。これは、申請書につけた起業地の選定についての資料に記載されています。また、7,000票の署名があったが、無効になってしまったので、住民投票を行い民意を聞こうとしたこと、市民の代表である市議会で可決されていることから、民意を無視しているとは、考えていません。

また、伊賀市庁舎整備計画において、アンケートがとられています。資料「庁舎整備にかかるアンケート調査の実施」をご覧ください。各市民と住民自治協議会へ2段階でアンケートが実施されています。反対者の意見にもあったが、市民アンケートでは、「どこがよいか」の質問に対し73%の方が「現所在地がよい」と答えています。住民自治協議会でのアンケートでは、「新しい場所がよい」との回答が54%あります。このような様々な意見を受け取りつつ、どうしていくのかを学識経験者などの意見をもとに検討をしたのが庁舎整備計画の算定資料につけています。

中間の発表を見ていただくと、中間案に対して2013年9月から2013年10月18日までの間で市民との意見交換会を10地区11回開催しています。その時の中間案で、4つの案、A案南庁舎を改修し敷地内に庁舎を新築、B案現所在地に全面新築、C案新しい場所、これが三重県伊賀庁舎隣接地、D案ゆめドームの隣接地、の4つに絞りました。この時期にパブリックコメント等を聞き、検討委員会では、最終的にA案の保存して新築する案とC案の伊賀庁舎隣接地の両論併記で市長へ答申がされています。

【委員】

結果市議会で3分の2を取っていると。

【事務局】

3分の2の結果としては、資料「伊賀市役所の位置を変更する条例の議案等に対する各委員の賛否一覧」がありまして、議案第111号伊賀市役所の位置を変更する条例の選定についてで、これには議長も参加し、24分の16で3分の2を取っています。

この議案については、上の説明書きにもありますように、議会の議事は出席議員の過半数で決めることを原則としていますが、議案111号では地方自治法第4条第3項で出席議員の3分の2以上の同意が必要です。また、議長も表決権を持つため、議長も参加して3分の2獲得して条例が可決されました。ただ施行はされておらず、未施行のままになっています。

【会長】

ありがとうございます。A委員からのご質問についての説明でした。

前のA委員からの質問で、事業認定庁としての今の論点を整理した案があって、要するにこういった形で土地収用法の各号に該当するかどうか議論し、この通りになるかは別として、こういった形で最終的に答申を出す。そして、意見書が出ている部分については、申請書と意見書と比べながら判断する。そのうえで結論を出す。何か認定庁としての意見で補足したいことはありますか。

【事務局】

横書きの1、2号要件、3号要件、4号要件が1枚ずつになっている資料をご覧ください。意見書、反対意見が全て収用法の論点とあっているわけではないと、事業認定庁が考えていますので、事業認定庁として各意見をどう見ていくのかをまとめた資料を用意しました。

【会長】

ありがとうございます。ということで、基本的には土地収用法第20条に該当しているかを議論していきましょう、ということが本審議会の役割です。他にどうでしょうか。

【委員】

反対の方の市民的な心情はよく分かります。私も中心市街地で歩いて機能することがこれからの時代に必要と考えている。一つの事業として見たとき、伊賀市が積み上げたものに説得力、正当性があるように思う。

事業認定するために資料を見たとき、どうしたら、伊賀市の資料に基づいて伊賀市が事業を進められるようになるか、ゴールがわかれば、審議会での話しが進めやすい。

【会長】

おそらく、ゴールとしては、事業認定をするかしないか、妥当かどうか。その根拠は土地収用法第20条の各号です。各号の内容に対し「土地の適正かつ合理的な利用」に寄与するかどうか。ここが議論の分かれるところでしょう。その点について判断する。また、早期に行うべき事業かどうかだと思います。

【委員】

内容については、具体的に話していったほうがいいのでしょうか。収用については是非を考えるだけなら、書類上だけで心情的なものは考慮されない。私は反対派に賛成しているわけではなく、市庁舎が防災拠点として整備されることが必要と考えている。しかし、審議会の立ち位置があまりわからない。

【会長】

県が事業認定庁として認定する。県としては認定してもいいと思っていますが、県としての判断が妥当かどうかを審議会で議論する。書類だけで、皆さんが納得すればそれまでですし、納得できないとなれば、もっと調べることになり、根拠が妥当かどうかを判断しなければ審議会として責任のある結論を出せないとなれば、これは時間がかかります。皆さんのご意見次第かと思います。

【事務局】

通常、事業認定申請の後、審議会は開かれませんが、今回は反対意見があったため開催しました。反対意見、公聴会の内容を踏まえた議論をお願いしたいと考えています。

【委員】

反対意見書に関して、議論する必要があるということですね。

【会長】

そうですね。反対意見書が出たため本審議会が開催された訳でして、これまで何年かは反対意見がなかったのに、この審議会は開かれませんでした。

【委員】

事業認定理由書案の3-2代替案との比較の中で、一つ思っていることなのですが、上野城下町で、その真ん中に市庁舎があります。既にコンパクトシティのようになっていますが、上野市は景観に対し厳しく、景観法では、県では13m以上の高さは景観法の届け出が必要とありますが、景観計画ではお城の高さより高いものがあってはいけないもので、もし今のところに建てるとして、大きさ高さ等の景観法上の扱いについて議論されていると思うが、説明をお願いしたい。

【事務局】

配布資料に「伊賀市景観計画」というものがございます。資料の図をご覧ください。現庁舎は一般区域にあてはまります。資料の赤く区切られた(景観形成地区)中の白い

部分(一般区域)になります。景観形成基準によると、一般区域は、「原則4階以下(絶対高さ15m以下)とすること」とされています。反対者の中には、この規定を取っ払えば、もっと高く建てられ、建築面積を小さくし、駐車場も確保し、丸之内に建設できると主張している方もいます。

適用除外規定として20mの高さまで建設できるというものがありますが、景観審議会へ諮問され、伊賀市景観審議会の会長から、「第一に『配置・規模』に関しては、市庁舎や駐車場の規模計画や配置計画、断面計画等の理由から、適用除外規定の高さ20mを使うとのことであるが、良好な景観の形成に努めていくためには、高さ規制(絶対高さ15m以下)を超えないようにすることが必要である。」と答申があり、市はこの答申を受けて15m以上は建てられないとして、もし15m未満で建てたとしても高さが制限され建築面積が大きいかつ駐車場の確保が難しい。現在地で進めるために、現在住民が住んでいる土地を起業地に含めることは影響が大きいと起業者は言っています。

【委員】

審議会長と反対者は同一人物ですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

景観法、景観計画があるので、市庁舎を建てるから市庁舎を優先することはおかしい。過去にも、分譲マンションが建築基準法クリアしていたが、住民反対で何階かカットしていただくという事例もあるので、伊賀市は高さや景観に関し住民皆さんの意識が高い。

そこに、他の庁舎のように一つだけ突出して高い建物があるのは、無理だと思う。

【委員】

私の記憶では、以前(伊賀市景観)審議会の会長は、公聴会で建て方が悪いと言っていたと記憶している。建て方が悪いから反対したと言っていた。

景観とは高さではなく、歴史や文化を継承するためにどうするかを考えるのが景観法なのです。高さを決めることが景観を決めることではない。

高さ15m以下であっても、横にドーンと広い建物を建ててもよいということではなく、もしきれいにデザインされたものであれば、高さを少し超えたとしても許容され、必ずしも高さがすべてではない。

【委員】

届出なので、届けた上で伊賀市景観審議会にかけて、高さが高くても大丈夫、とできればいいが、何を優先するかにおいて、景観法のことを考えることも大事になってくる。

【委員】

景観法を考えるうえで、確認ですが、指定している景観区域は、都市計画法の景観地区ですか。ではないですよ。

都市計画法の景観地区では、絶対高さを決められるので、絶対守らなければならないが、景観法では、形態意匠を考えているので、高さを変更命令で変えることができるようにはなっていないのです。15mだからいけないと世の中に出回っていますが、どこの都市でもあるが、高さを15m等定めることではなく、景観法は、もっといいものを造っていかうという発想から来ています。景観計画だけでは高さに関する法的根拠には薄いのではないかとということです。

代替案は15m以下で出ていますが、会長がもう少し細く建ててくれれば問題なかったのにと公聴会で言っています。この公聴会時の案であれば、移転地が良くて、現在地がだめだということは成り立つのかと、今では感じています。よりいい案を持ってきた感じですが。

【委員】

景観形成基準の一般区域は、「原則高さ15m以下とすること。但し、別に定める適用除外の基準に適合し、建築計画における景観シミュレーション等により市長が承認した場合はこの限りではない。」となっており、市長が承認するかどうかということになる。この規定は、私たちが判断する基準にはなる。

【会長】

B委員のご意見としては、景観計画の基準によれば、原則は高さ15m以下であるので、まず原則に従ったうえで、現在地よりは代替案が優勢となるのではないかと。C委員の意見としては、景観は、原則に反し例外があるので、現在地でも例外として認められれば良いのではないかと。

ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

【委員】

もう一点だけ、懸念されることがらで、市庁舎が移転されると、移転先の周辺が開発され現在の市街地が置き去りにされる心配が上がっているが、起業地周辺は市街化調整区域なので、もし市庁舎が建っても、起業地周辺は開発の規制はしていくのですよね。

【事務局】

現行の都市計画法で整理していくと聞いている。庁舎が建った後、起業地は市街化調整区域になっていますが、場合によっては市街化区域に編入していく、それ以外は、市街化調整区域、農振農用地区域になっているので、基本的には開発は進まないとしが県に対し説明しています。

農振地域に関しては、農用地利用計画図があり、農振農用地が黄色で示されています。真ん中に白くなっている部分の建物が建っているところが伊賀庁舎であり、その左側が起業地です。この起業地が田一枚分南までが農用地区域を外れています。

市街化調整区域だけでなく、農振農用地とダブルの網がかかっており、開発を抑制する力が働いていますので、農地、都市計画の許可権者である市からは、開発が進まないようにと整理されていると聞いている。

【委員】

ありがとうございます。そういったところであるので、なぜそこに行くのか。周りが絶対開発できないようなところに移転することに反対意見があると。どっちがいいのかは、今はまだ何も思っていないが、資料を検証させていただきたいと思います。

【委員】

どちらが良いかはまだわからないが、都市計画の立場で言えば、これだけの施設ができれば、沿道施設はできていくだろうと思います。

市街地が移っていくということは、通常予測されることです。

【事務局】

庁舎が移転されると、周辺が農地の場合でも市街地、開発が進むのではないかとのことですが、平成23年に農地法改正により特例規定から庁舎の農地転用については外され、事業認定をとらないと難しいと整理されている。今回の場合は、都市計画でも整理されている市街化調整区域です。そして、農地法及び農振法の農振農用地のダブル規制がかかっており、沿道についても開発はなかなか進まないとしは説明しております。

【会長】

ほかに質問、ご意見などいかがでしょうか。

新駅ができ、イオンがあるということですので、市役所が移転するかどうかとは、別の要素で中心市街地が寂れる、イオンの方へ人が流れるなど、役所が移転することだけをもってこうだ、とはなかなか言いづらいと感じました。

私の方から、質問です。施設の規模の話ですが、総務省の基準に従いながら、さらにコンパクトにしたとなっていますが、合併市ですので旧町村庁舎もあると思います。

施設の有効活用を考えると、旧庁舎を有効活用すると、本庁の機能はできるだけスリ

ムにして、旧庁舎でといった考え方も一方ではあるかと思えます。規模として妥当かどうかはどのように検討されているのですか。

【事務局】

伊賀市自体は、現在の丸の内庁舎がありますが、基本的には、伊賀、阿山、島ヶ原、大山田、青山5支所体制です。地域に密着していることは支所の役割で、機能を維持したうえで、本庁舎はできるだけ規模を小さくしたい。庁舎整備計画にも謳われています。そのうえで分散している本庁機能を集めたものが今回の計画です。

業務を整理したうえで、本庁機能としてどういったものが必要か、そこに何人必要かといった点に対し総務省の基準を使用している。先にそこを整理したうえで、結果、基準より小さくなりました。

【委員】

本庁舎の跡地利用によって人が街に集まるようになる計画が、伊賀市から出ているようですが。

【事務局】

まちづくりに関する資料をご覧ください。伊賀市の賑わい創出検討協議会が、平成27年11月に設立されて、検討し3月に報告書が出ています。それによると図書館、集客機能を持った施設を跡地に建てるとしています。主案では、南庁舎を取り壊して施設を作る。副案としまして南庁舎を残して図書館と集客施設を作ると報告され、市として今年度かけて検討していく。市としては、跡地利用も考え中心が寂れないようなことをまちづくりとしてももちろん考えており、中心市街地活性化課というところが検討している。

【委員】

どちらにしても、壊す方向なのですか。

【事務局】

それも市民の方の協議会ですが、南庁舎はかなり古いもので、バリアフリーの問題もあり、一回外に出ないと階を上がれない、雨漏りもあるので、それだったら取り壊した方がよいと考えている市民がどちらかという和多いのではないかと。

協議会では、歴史的価値があるのは認めているが、既存の建物に別の機能を持った施設を移すと不要なスペースが生まれ、ランニングコストに影響し、最終的に市の財政にも影響していくので、もう一度考えた方が良いのではということで、議会でも昨年9月に壊して、施設に応じた形の建物を作ることが有効的に活用できるという議論のもとで、主案としては、歴史的価値を認めながらも改修費用等を考慮し、利用方法を決めた後、

形の合った施設を建てるのが施設の有効活用になると判断している。

【委員】

考えはわかりますが、10万から9万8万と人口が減っていく都市で、この計画で成り立つのかをきちんと検証してほしい。成功している都市があるとか、現実的に成り立つか。特に類似都市で事例があることが望ましい。

【委員】

伊賀市は観光ポテンシャルが高いが活かされていないように思うので、街中の使い勝手に関しては、街の人は市役所に固執していない気がします。

【委員】

市役所に普通の人が行くのは、市民課や福祉課ですよ。仕事では私も行くが、各地域に水道課や下水道課が別れている。全ての庁舎を回ると時間がかかるので、業者にとっては一つに集めていただきたいが、住民として分かれていてもいい気がする。お年寄り、子供のためには、街中に図書館と一緒に残しておくこともあればよいが、新庁舎に集約するばかりではいかがか。

旧上野市内の方は歩いていけるが、それ以外の方は、結局名阪を通らなければならない。旧上野市街を考えるのではなく、広域的に考えて、街は別の方向で賑わいを考えてもよいのではないか。

【事務局】

申請書15頁に、「庁舎移転後の市街地における行政サービスの確保や賑わいの創出などの諸課題がありますが、平成27年2月から伊賀市内に限らず全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始しました。それに加えて、マイナンバー制度の導入に伴い、各種行政手続きのオンライン申請を拡充する予定です。」とあり、通常の住民課等に行く申請書類はコンビニで、丸之内については、もともと中心市街地ですので、老人相談等の福祉面について、現在の上野支所の機能を下げないようにし、現在は近くに市役所がありますので支所としての機能を今は発揮してはませんが、住民の方に利便性があるように検討中とのこと。

【委員】

コンビニ申請は便利だが、高齢者はなかなか利用しづらいので、できたら人がいる窓口を残していくことをうたっていればよいと思う。

【会長】

一定の条件を付けたうえでの答申となるかもしれません。

今時計を見て気づいたのですが、議事次第にある終了時刻をすでに大幅に過ぎてしまいました。今回、これで結論がでたということにはならないと思いますので、次回日を改めて審議は継続していきたいと思いますが、みなさんよろしいでしょうか。

【各委員】

(了承)

【会長】

ありがとうございます。みなさんの思ったこと感じたことをおっしゃっていただいただけでは意見の集約はできませんので、それぞれ専門家としての判断、結論をもって、次回の審議である程度集約していこうと思います。

審議の状況によりますが、次回大まかな方向性をつくることができれば、それをふまえて審議会の答申案を取りまとめて、次々回3回目の時に修正を加え最終の答申として固める、というスケジュール感かなと思っています。次回の審議次第になりますが、よろしく願います。

次回に向けて必要な資料、データ等要求があれば、おっしゃっていただければと思います。

【委員】

今基本設計まで進んでいますが、もし現在地になった場合、止められるのか。その場合、設計料等はどうか。

【事務局】

基本設計は終わっており、詳細設計に入っています。それを含めて確認します。

【委員】

願います。また、基本設計を含め、止めた場合にいくら損失が出るのかを教えてください。

【委員】

10万人以下の都市規模で、都市機能を分散して成功しているのか比較資料、事例がほしいです。人口が減っていく地方都市で事例があるのか気になります。

あと、防災拠点を鉄骨造で作っているところがあるのかという点も願います。

【委員】

(本審議会としての) 現地見学は必須ではないのですか。

【事務局】

必須ではない。

【会長】

県の予算等もあるので、必須ではないということですので、気になる方は各自で行っていただくということにしたいと思います。

また、土地収用法でどのように規定されて、我々が何をすべきか共有したいので、抜粋し共有資料としていただきたい。

【委員】

審議会で仮に NO となった場合、市と地権者が合意して進むことはあるのか。

【事務局】

今回は農地転用があるので、今回の場合は無理と思われます。

【会長】

次回審議会は、情報公開条例の規定によって冒頭から非公開でよろしいか。

【各委員】

はい。

【会長】

特に異議がないようですので、非公開とします。

以降の日程等については、事務局から調整連絡があるかと思えます。

会議としては以上でお開きとさせていただきたいと思えます。

【事務局】

ありがとうございました。

事務局を代表しまして、県土整備部の山神副部長からお礼申し上げます。

県土整備部山神副部長からあいさつ

以降、事務連絡
次回の予定等調整